

## 令和2年度 第二次補正予算が5月27日に成立しました。

厚生労働省の予算の抜粋を記載します。現時点では下記以外の情報は決まっています。

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/20hosei/dl/20hosei02.pdf>

### 雇用調整助成金の抜本的拡充

- 「**4月1日以降**」に開始される賃金締切期間中の休業について「**9月30日までの期間**」雇用調整助成金の日額上限を8,330円から **15,000円(月額上限は33万円)** に特例的に引き上げる。

### 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)の創設

- 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により事業主が休業させ、休業期間中の賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者に対し、**当該労働者の申請により**、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)を支給する。

### 小学校等の臨時休業等に伴う特別休暇取得制度への支援

- 新型コロナウイルス感染症の影響により小学校等が臨時休業となった場合に、子どもの世話をを行う保護者である労働者に有給の休暇を取得させた事業主を支援するため、**小学校休業等対応助成金の日額上限を8,330円から15,000円に引き上げる**とともに、当該制度に関する相談に応じるコールセンターの体制の強化等を行う。  
 (対応期間 令和2年2月27日~**令和2年9月30日**：申請期限は令和2年12月28日)  
 また、病気休暇等の特別休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業等に対し、引き続き助成金により支援する。  
 ※ 委託を受けて個人で仕事をする方が契約した仕事をできなくなった場合に支給する小学校休業等対応支援金の日額の引上げ(4,100円⇒**7,500円**)については、既定予算を活用して行う。  
 ※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、家族の介護を行う労働者に有給の休暇を取得させた事業主を支援するため、既定予算を活用して、両立支援等助成金(介護離職防止支援コース)の特例を設ける。

### ※雇用調整助成金に関して、ご質問が多い点を抜粋して解説致します※ 小規模事業所の事業主に対する特例(簡素化特例)に関して

- 5月19日に発表された「小規模事業所の事業主に対する特例(簡素化特例)」について記載します。

#### 「小規模事業所の事業主」とは？

- 常時雇用する労働者が概ね20人以下の事業主のことです。個人事業主も含まれます。  
 常時雇用する労働者とは、  
「2か月を超えて使用されるもの(実態として2か月を超えて使用される者のほか、それ以外の者であっても雇用期間の定めのない者及び2か月を超える雇用期間の定めのあるものを含む)であり、かつ、週当たりの所定労働時間が当該事業主に雇用される通常の労働者と概ね同等であるもの」を言います。

#### 簡素化された内容は？

- 従来は「確定保険料申告書記載の賃金総額」に基づき、助成額を算定しましたが、「実際に支払った休業手当額」から簡易に助成率を算定できるようになりました。(従来通りの方式を選択することも可能です。)
- 「休業計画書」の提出が不要となりました。

#### 添付書類は？

- 「比較した月の売上がわかる資料」(売上簿、レジの月次集計、収入簿等)  
 ・休業した月と1年前の同じ月の2か月分必要です。
- 「休業させた日や時間がわかる資料」(タイムカード、出勤簿、シフト表など)
- 「休業手当や賃金の額がわかる書類」(給与明細の写しや控え、賃金台帳など)
- 「(役員等がある場合)役員名簿」(性別、生年月日が入っているもの)  
 ※事業主本人以外に役員がない場合及び個人事業主の場合は不要です。

5月27日に成立した第二次補正予算の内容

雇用調整助成金コーナー



## 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金

### ※雇用されている労働者向け

- ・小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の保護者である労働者（正規雇用、非正規雇用問わず）が対象者となります。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html)

### ※委託を受けて個人で仕事をする人向け

- ・小学校等が臨時休業した場合等に、その小学校等に通う子の世話を含め、契約した仕事ができなくなっている子育て世代を支援します。
- ・助成金の概要や申請書の書き方、申請方法などについての紹介動画も掲載されています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10231.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html)

## テレワーク関係の助成金：感染症の拡大防止・緊急時の事業継続対策としての テレワーク環境の整備に対する助成 事業継続緊急対策（テレワーク）助成金（東京しごと財団）

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/kinkyutaisaku.html>

- ・東京しごと財団の助成金内容を確認できます。
- ⇒テレワーク導入を検討している都内の事業所にはお薦めの助成金です。
- 申請受付期間が6月1日まで延長されました。

## 新型コロナウイルス感染症対策雇用環境整備促進奨励金

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置による「雇用調整助成金」や「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」を利用し、非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組む企業に奨励金を支給。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/seibi-syorei/>

## 東京都感染拡大防止協力金

<https://www.tokyo-kyugyo.com/>

新型コロナウイルス感染等拡大防止のため、都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止等に全面的に協力いただける中小の事業主に協力金が支給されます。

4月16日～5月6日休業分は6月15日まで受付

5月7日～6月17日休業分は6月17日～7月17日まで受付

## 東京都理美容事業者の自主休業に係る給付金

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1007261/1007791.html>

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを「いのちを守るSTAY HOME週間」自主的に休業した理美容事業者に対し、給付金が支給されます。申請受付期限 6月15日まで

## 東京都中小企業における危機管理対策促進事業 BCP実践促進助成金

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1007261/1007857.html>

新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策を含むBCPを実践するために必要な設備・物品の購入、設置に係る費用への助成について、助成率を引き上げます。

## 総務省 「特別定額給付金」

<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/index.html>

世田谷区でもオンライン申請（マイナンバーカードとICカードリーダー又はカード情報を読み取り可能なスマートフォンをお持ちの方が利用可能）は開始済です。郵送による申請は、5月28日から申請書が発送開始となる予定です。

## 中小企業庁 「持続化給付金に関するお知らせ」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

## 中小企業庁 「持続化給付金の給付額における10万円未満の金額の取り扱いについて」

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/kyufugaku.pdf>

## 財務省 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/keizaitaisaku.html](https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html)

助成金  
について

4月30日に  
成立した  
補正予算案に  
盛り込まれた  
緊急経済対策

**労働保険の年度更新期間の延長等について**

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000628729.pdf>

⇒令和2年度の労働保険の年度更新期間について、令和2年6月1日～7月10日から令和2年6月1日～8月31日に延長することが決定しました。

**「新型コロナウイルス感染症の影響により労働保険料等を納付することが困難となった場合の労働保険料等の猶予制度」**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_10647.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10647.html)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000619179.pdf> 案内pdf

**国民年金被保険者の方へ 新型コロナウイルスの影響により保険料の納付が困難となった場合の免除制度**

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200312.html>

**事業主の皆様へ 新型コロナウイルスの影響により厚生年金保険料の納付が困難となった場合の猶予制度」**

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200304.html>

**「事業主の皆様へ 新型コロナウイルスの影響により厚生年金基金の特例解散時に事業主が負担する額の納付が困難となった場合について」**

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202003/20200325.html>

労働保険料  
 社会保険料  
 について

**新型コロナウイルスに関するQ&A（企業の方向け） 5月19日時点**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00007.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html)

・労働者を休ませる場合の措置(休業手当、特別休暇等)から労働時間、安全衛生について等まで、コロナ関連で質問が出そうな内容を幅広くカバーしています。

**新型コロナウイルスに関するQ&A（労働者の方向け） 5月12日時点**

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_qa\\_00018.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html)

・労働者の方から質問がありそうな休業手当や年次有給休暇、その他について掲載されています。⇒不定期に更新されていますので、参考にして下さい。

労働者を  
 休ませる  
 場合等

**新型コロナウイルス感染症対策緊急融資：事業主対象 5月18日時点**

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/shigoto/003/003/d00185236.html>

⇒新型コロナウイルス感染症の影響により、売上高等が減少している区内事業者を対象にした、資金融資制度の案内です。

**新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等でお悩みの方に対する緊急小口資金等の貸付（特例貸付）：個人対象**

<https://www.setagayashakyo.or.jp/index.php?clD=3155>

⇒新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお困りの世田谷区民の方を対象にした、緊急小口資金等の特例貸付の案内です。

**中小企業従業員融資（新型コロナウイルス感染症緊急対策）**

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/yushi/>

⇒東京都で実施している、新型コロナウイルス感染症の影響による休業での収入減等に対し、中小企業の従業員の方の生活の安定を図るための、実質無利子の融資の案内です

融資関連

**住宅確保給付金（就労支援と家賃助成）**

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/004/d00131535.html>

⇒離職後2年以内の方で、住まい（賃貸）を喪失するか、喪失のおそれのある方に、就労支援とともに、3ヶ月間の家賃助成を行います。令和2年4月20日より、対象者が拡がり、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方も給付対象となります。



**総務省 特別定額給付金**

○連絡先 0120-260020 ○応対時間 9:00~18:30

**持続化給付金事業 コールセンター**

○連絡先 0120-115-570 ○応対時間8:30~17:00 (土日祝日含む毎日)

**学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター**

○連絡先 0120-60-3999 ○応対時間 9:00~21:00 (土日祝日含む毎日)

**個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター**

○連絡先 0120-46-1999 ○応対時間 9:00~21:00 (土日祝日含む毎日)

**東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター**

休業要請に伴う感染拡大防止協力金に関すること

○連絡先 03-5388-0567 ○応対時間 9:00~19:00 (土日祝日含む毎日)

**東京都外国人新型コロナ生活相談センター**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う不安や生活への影響について、日本語を母国語としない外国人等からの相談窓口

○連絡先 0120-296-004 ○応対時間 10:00~17:00 (土日祝日を除く。)

**厚生年金保険料の納付猶予相談窓口**

○連絡先 0570-666-228 ○応対時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く。)

**新型コロナコールセンター**

新型コロナウイルス感染症に関する一般相談窓口(対応言語:英語、中国語、韓国語)

○連絡先 0570-550571 ○応対時間9:00~21:00 (土日祝日含む毎日)

**世田谷保健所**

○連絡先 03-5432-1111 ○応対時間8:30~17:00 (土、日、祝日を除く)

**東京都 新型コロナ患者相談センター**

○連絡先 03-5320-4592 ○応対時間17:00~翌9:00 (土日休日は終日)

**世田谷区 帰国者・接触者電話相談センター**

○連絡先 03-5432-2910 ○応対時間8:30~17:15 (平日のみ)

**世田谷区新型コロナウイルス感染症対策緊急融資等コールセンター**

○連絡先 03-6730-9120 ○応対時間 9:00~17:00 (日祭日を除く)

**世田谷区社会福祉協議会 緊急小口資金 事務局**

○連絡先 03-5429-2360

**世田谷区社会福祉協議会 ぷらっとホーム世田谷 住居確保給付金 窓口**

○連絡先 03-5431-5355

コール  
センター  
一覧

新型コロナ  
感染症に  
かかる  
相談窓口

世田谷区  
関連の  
窓口

